

附属機関の設置に関する条例（昭和37年 3 月31日条例第17号）

（目的）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

2 （略）

（委任）

第 3 条 前条第 1 項に規定する機関の組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して、必要な事項は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、規則で定める。

附 則（抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）（抄）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	委員の任期
市長	相模原市 総合計画 審議会	市長の諮問に応じて、総合計画について調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するとともに、総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策の実施状況について意見を建議すること。	30人以内	2 年（補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間）

相模原市総合計画審議会規則（昭和41年10月18日規則第45号）

（趣旨）

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和37年相模原市条例第17号）に基づき設置された相模原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）市議会の議員
- （2）市教育委員会の委員
- （3）市農業委員会の委員
- （4）市の公共的団体等の役員
- （5）関係行政機関の職員
- （6）学識経験のある者
- （7）市の住民（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第5条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議の招集の特例）

第6条 委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

（部会）

第7条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、総合計画事務主管課で処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則 (抄)

この規則は、公布の日から施行する。